平成２８年（フ）第３８号
岩手県花巻市糠塚第11地割87番地
債務者　熊谷　晶子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３９号
岩手県北上市大堤北２丁目２番５－303号
県営大堤アパート
債務者　及川　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１２１号
石川県野々市市下林４丁目448番地　プレジール白山101号
債務者　吉井　啓恵
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
福井市花月４丁目６番24号
債務者　菊澤君子こと　金　　徳順
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
福井県坂井市丸岡町南横地第17号２番地
債務者　横田　　修
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
福井県坂井市丸岡町南横地第17号２番地
債務者　横田美由起
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
山梨県富士吉田市上吉田926番地の３
債務者　宮下裕美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
山梨県富士吉田市上吉田926番地の３
債務者　宮下　光弥
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
千葉県松戸市松飛台88番地の27
債務者　河内　篤益
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２８号
千葉県松戸市千駄堀1553番地
債務者　五十嵐直哉
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３００号
神戸市北区ひよどり台３丁目10番地14棟501号
債務者　関　　幸一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２３号
神戸市北区緑町８丁目１番10―601号
債務者　金子薫こと　崔　　薫
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８号
千葉県成田市不動ケ岡2100番地25
債務者　菅澤みづえ（旧姓鬼澤）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９０号
千葉県成田市玉造４丁目37番地14
債務者　香取　智宏
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９号
長野県伊那市西春近8556番地
債務者　酒井　**徳**夫
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２２９号
神奈川県足柄上郡大井町金子409番地１
債務者　柴田　　明
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５０号
神奈川県中郡大磯町国府本郷444番地の３
債務者　原澤　賢二
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１号
神奈川県逗子市小坪７丁目11番11号
債務者　町田　光広
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部